

議案第 9 2 号

四万十町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

四万十町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 9 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

四万十町農村環境改善センター条例（平成18年条例第109号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「農村の環境改善を効率的に推進するための総合的施設として」を「農村集落の人口減、後継者不足等の課題解決を効率的に推進するとともに、次代のニーズに応じた多目的な活用により地域活力の活性化を図る拠点施設として、」に改める。

第12条第 1 項中「付属施設」を「付属設備」に改める。

別表農事實習室の項及び農事研修室の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。